

容器包装リサイクルワーキンググループの 活動状況について

平成31年2月15日

経済産業省 産業技術環境局

資源循環経済課

容器包装リサイクルWGの活動状況について

- 平成20年4月に完全施行された、改正容器包装リサイクル法では、同法の附則に基づき、施行後5年を経過した場合において、法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされている。
- これを受け、産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルWGは、中央環境審議会 循環型社会部会 容器包装の3R推進に関する小委員会と合同で、平成25年9月から3年に渡って合同会合を開催し、容器包装リサイクル法の施行状況の点検を行い、平成28年5月に「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」をとりまとめた。
- 同報告書に基づき、これまで各種制度見直しを行ってきた。（プラスチック製容器包装の入札制度見直し、PETボトルリサイクルの在り方の検討（指定法人ルートの運用見直し）等）
- なお、平成29年度、30年度に開催したWGでは、翌年度に適用する特定事業者の再商品化義務量を算出するための量、比率が審議・了承された。（平成30年度は書面審議・了承）

容器包装リサイクルワーキンググループ 委員名簿

○座長 大和田 秀二 早稲田大学理工学術院教授

○委員 小野田 弘士 早稲田大学理工学術院大学院環境・エネルギー研究科教授
齊藤 崇 杏林大学総合政策学部教授
篠木 幹子 中央大学総合政策学部教授
西尾 チヅル 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
有田 芳子 主婦連合会会長／環境部長
大石 美奈子 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
代表理事・副会長・環境委員長
鬼沢 良子 NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
佐藤 泉 佐藤泉法律事務所
杉山 涼子 株式会社杉山・栗原環境事務所
馬場 未希 日経BP社 日経ESG編集 エディター

池田 三知子 一般社団法人日本経済団体連合会環境エネルギー本部長
奥野 隆史 日本石鹼洗剤工業会容器・廃棄物専門委員会委員長
加賀 信子 日本百貨店協会環境委員会委員
川村 節也 紙製容器包装リサイクル推進協議会専務理事
小林 治彦 東京商工会議所 理事 産業政策第二部長
日本商工会議所 産業政策第二部長
斎藤 信雄 ガラスびん3R促進協議会会長
田辺 義貴 一般財団法人食品産業センター専務理事
中井 敏雄 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会会長
中田 良平 スチール缶リサイクル協会専務理事
百瀬 則子 日本チェーンストア協会環境委員会委員
森 泰治 PETボトルリサイクル推進協議会会長
森口 夏樹 アルミ缶リサイクル協会専務理事
森塚 伸 段ボールリサイクル協議会理事運営委員長

大熊 洋二 公益社団法人全国都市清掃会議専務理事

(区分毎に、50音順)

学識経験者
消費者
報道関係者等

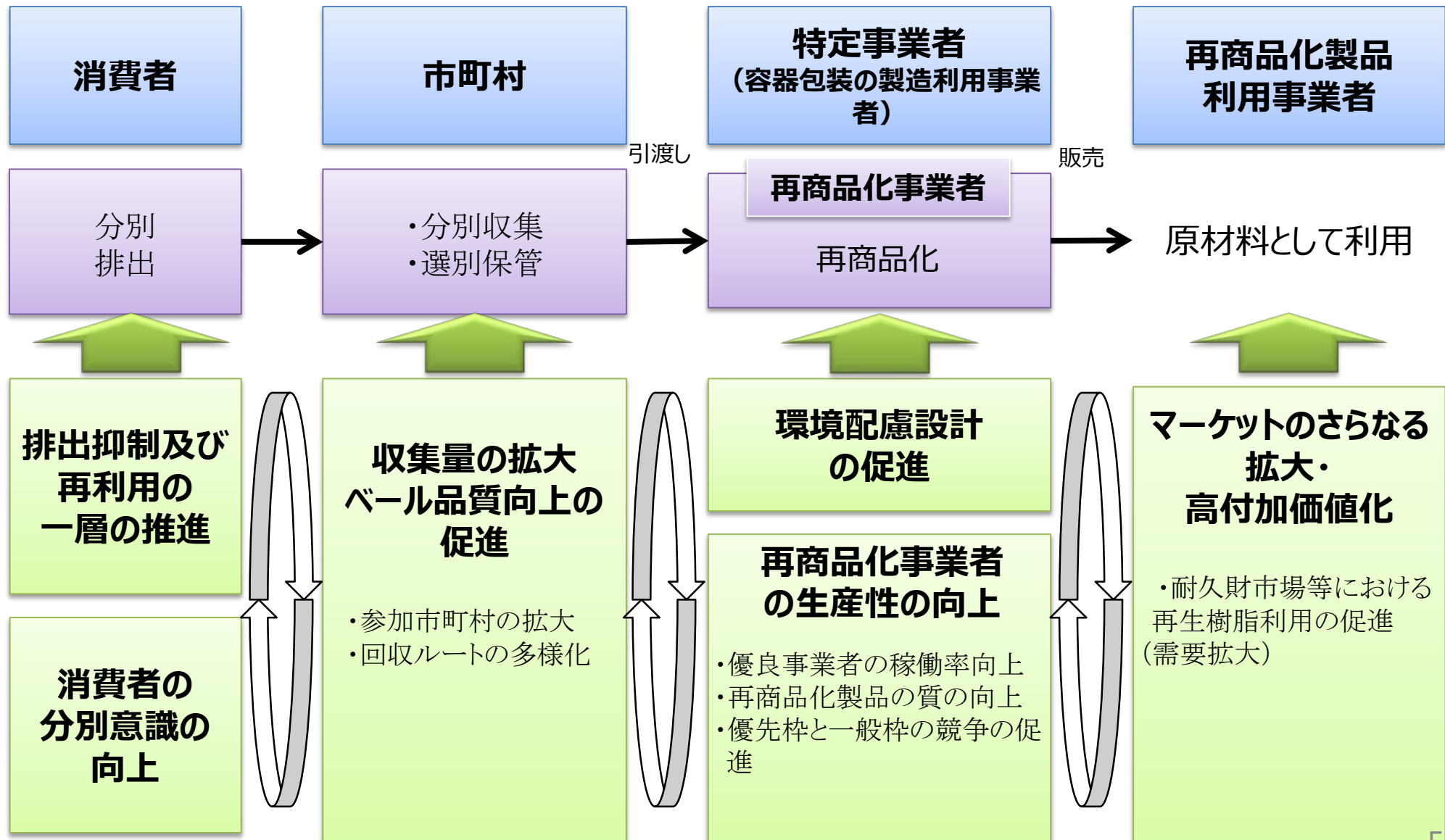
特定事業者

自治体

容器包装リサイクル法制定後の歩み

平成7年6月	容器包装リサイクル法 成立・公布
平成9年4月	本格施行 再商品化事業開始(対象品目:ガラスびん、PETボトル)
平成12年4月	完全施行 再商品化品目に紙製容器包装、プラスチック製容器包装を追加
平成16年8月 ～平成18年1月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において、容器包装リサイクル法見直しに向けて検討
平成18年2月	「容器包装リサイクル法の評価検討に関する報告書」を取りまとめ
平成18年6月	容器包装リサイクル法 改正
平成22年1月 ～平成22年8月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において、今後のプラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方を検討
平成22年10月	「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方」を取りまとめ
平成25年9月 ～平成28年3月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において、容器包装リサイクル法の施行状況の点検を行うとともに、今後の容器包装リサイクル制度の在り方に関する論点を整理
平成28年5月	「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめ

容器包装リサイクル制度の在り方と議論の方向



【審議事項】

個々の特定事業者の業種ごとの再商品化義務量を算出するために必要な構成要素

- A 特定事業者責任比率 、 B 再商品化義務総量 、 C 特定容器比率
- D 業種別比率 、 E 業種別特定容器利用事業者比率 、 F 事業系比率
- G 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量（個別の数値は、p.8～p.12のスライド参照）

【審議結果】

委員から異議はなく、事務局(案)が了承された。

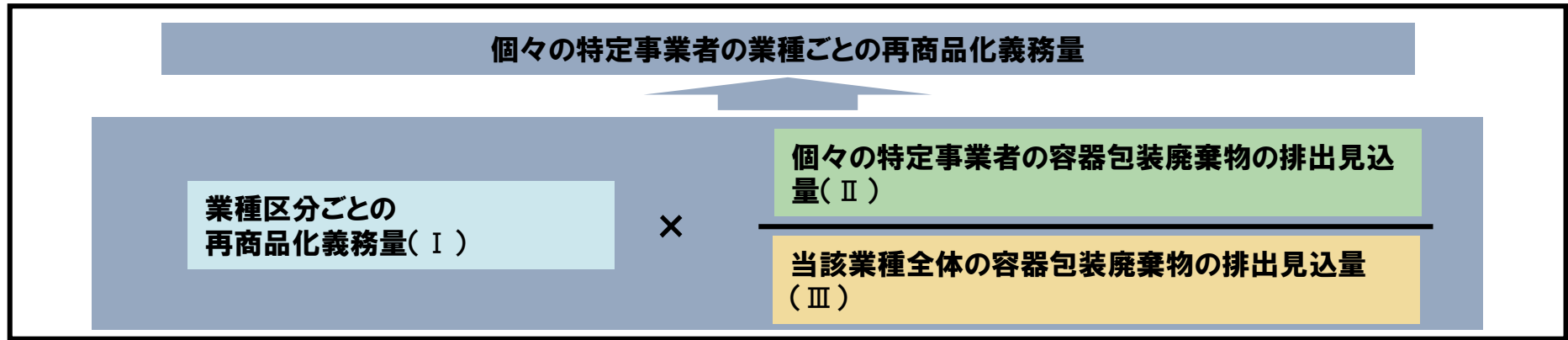
【委員からの意見】

1. 調査票の回収率は約50%。回収率を向上させる仕組みが必要。
2. 分類調査の調査対象都市が8都市というのは、母数として少ないと考える。
3. 分別回収を行っている全国自治体の全体像が分かるような資料が必要ではないか。

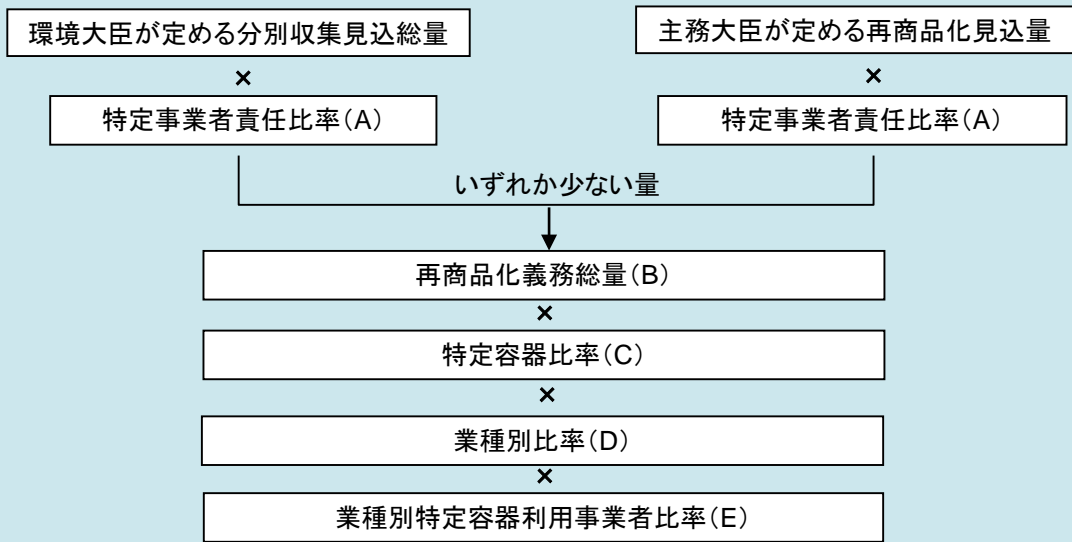
【事務局の対応】

1. 回収率の向上について:これまで調査対象者への督促状の発送、電話による督促を行っている。また、電子回答も可能とし、回答者の負担軽減を図っている。このような取組みを継続し、回収率の向上に取り組む。
2. 分類調査について(環境省):調査対象都市は、一つの地域・規模に偏らないよう全国からバランスを考慮して選定。
3. 分別回収を行っている自治体について:全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、p.15のスライド参照

再商品化義務量の算定に係る量、比率について



(Ⅰ)
主務省令や主務大臣が定める数値等により、各年度ごとに算定される。



(Ⅱ)
個々の事業者が自主算定方式、又は簡易算定方式のいずれかの算定方式により自ら算出。

○自主算定方式

当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量

- 当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量
- その他容器包装廃棄物として排出されない量

○簡易算定方式

当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量

- 当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量

$$\times \left[100 - \text{事業系比率(F)} \right]$$

(Ⅲ)
当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (G)

審議事項

(特定事業者責任比率(A)、再商品化義務総量(B)、特定容器比率(C))

特定事業者責任比率(A)

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率(A)	小規模事業者分の比率	前年度	
			特定事業者責任比率	小規模事業者分の比率
ガラスびん(無色)	96%	4%	(96%)	(4%)
ガラスびん(茶色)	84%	16%	(85%)	(15%)
ガラスびん(その他の色)	89%	11%	(91%)	(9%)
PETボトル	100%	0%	(100%)	(0%)
紙製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)
プラスチック製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)

再商品化義務総量(B)

特定分別基準適合物	H31年度の分別収集見込総量(ア)	H31年度の再商品化見込量(イ)	(ア)、(イ)のうちいずれか少ない量を基礎として算出した量	特定事業者責任比率(A)	H31年度の再商品化義務総量(B)
	千トン	千トン	千トン		%
ガラスびん(無色)	314	176	176	96	168,960
ガラスびん(茶色)	257	158	158	84	132,720
ガラスびん(その他の色)	198	151	151	89	134,390
PETボトル	290	384	290	100	290,000
紙製容器包装	115	259	32*	99	31,680
プラスチック製容器包装	759	1,461	759	99	751,410

(*) : 分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理(83千トン)を差し引いた量

特定容器比率(C)

特定分別基準適合物	特定容器比率(C)	前年度
紙製容器包装	87.90%	(87.55%)
プラスチック製容器包装	93.00%	(93.28%)

なお、ガラス製容器及びPETボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は100%とする。

審議事項（業種別比率(D)）

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器			PETボトル
	無色	茶色	その他	
1. 食料品製造業	51.75 (52.38)	3.25 (3.18)	6.56 (5.56)	4.08 (4.35)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	16.56 (15.04)	53.16 (52.32)	13.66 (12.32)	93.43 (92.84) ※
3. 酒類製造業	28.77 (29.63)	18.65 (18.53)	78.68 (80.78)	2.49 (2.81)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5. 医薬品製造業	1.15 (1.18)	24.39 (25.52)	0.15 (0.18)	
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	1.42 (1.42)	0.42 (0.32)	0.56 (0.81)	
7. 小売業				
8. その他の事業	0.35 (0.35)	0.13 (0.13)	0.39 (0.35)	
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

※＝清涼飲料製造業

上段：平成31年度の適用数値案

下段：（ ）内は平成30年度の適用数値

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器	プラスチック製 容器
1. 食料品製造業	41.75 (41.40)	57.33 (57.10)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	6.05 (5.41)	5.80 (5.57)
3. 酒類製造業	2.58 (2.69)	0.22 (0.21)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	2.07 (2.25)	5.89 (6.06)
5. 医薬品製造業	1.93 (1.85)	1.52 (1.42)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	2.16 (2.09)	3.55 (3.60)
7. 小売業	11.54 (10.57)	16.74 (17.27)
8. その他の事業	31.92 (33.74)	8.95 (8.77)
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

上段：平成31年度の適用数値案

下段：（ ）内は平成30年度の適用数値

審議事項（業種別特定容器利用事業者比率(E)）

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	94.76 (95.35)	5.24 (4.65)	98.46 (97.89)	1.54 (2.11)	92.79 (95.63)	7.21 (4.37)	92.53 (92.34)	7.47 (7.66)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	88.64 (91.32)	11.36 (8.68)	91.34 (93.13)	8.66 (6.87)	89.13 (91.02)	10.87 (8.98)	86.35 (86.81) ※	13.65 (13.19) ※
3. 酒類製造業	93.66 (93.72)	6.34 (6.28)	97.42 (97.08)	2.58 (2.92)	95.16 (95.59)	4.84 (4.41)	94.87 (95.27)	5.13 (4.73)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	/	/	/	/	/	/	/	/
5. 医薬品製造業	99.37 (99.36)	0.63 (0.64)	95.50 (96.05)	4.50 (3.95)	98.06 (98.30)	1.94 (1.70)	/	/
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	96.02 (97.56)	3.98 (2.44)	97.92 (97.92)	2.08 (2.08)	89.05 (98.13)	10.95 (1.87)	/	/
7. 小売業	/	/	/	/	/	/	/	/
8. その他の事業	98.29 (98.64)	1.71 (1.36)	96.94 (99.99)	3.06 (0.01)	96.79 (95.27)	3.21 (4.73)	/	/

※＝清涼飲料製造業

上段：平成31年度の適用数値案

下段：()内は平成30年度の適用数値

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	97.21 (97.50)	2.79 (2.50)	95.23 (96.12)	4.77 (3.88)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	96.00 (95.52)	4.00 (4.48)	96.03 (96.21)	3.97 (3.79)
3. 酒類製造業	95.38 (95.08)	4.62 (4.92)	98.73 (98.81)	1.27 (1.19)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	96.30 (96.00)	3.70 (4.00)	90.88 (91.24)	9.12 (8.76)
5. 医薬品製造業	99.50 (99.43)	0.50 (0.57)	98.50 (98.97)	1.50 (1.03)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	99.31 (99.25)	0.69 (0.75)	94.41 (94.48)	5.59 (5.52)
7. 小売業	99.34 (99.42)	0.66 (0.58)	98.95 (98.92)	1.05 (1.08)
8. その他の事業	99.45 (99.44)	0.55 (0.56)	98.45 (98.43)	1.55 (1.57)

上段：平成31年度の適用数値案

下段：()内は平成30年度の適用数値

審議事項（事業系比率（F））

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	0 (0)	0 (0)	10 (5)	0 (0)	5 (10)	0 (0)	5 (5)	0 (5)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	5 (5)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	10 (15) ※	5 (5) ※
3. 酒類製造業	25 (25)	10 (10)	30 (25)	5 (5)	30 (25)	15 (15)	15 (10)	0 (5)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	/	/	/	/	/	/	/	/
5. 医薬品製造業	50 (45)	25 (10)	25 (25)	5 (0)	10 (10)	0 (0)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	5 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	10 (10)	15 (0)		
7. 小売業	/	/	/	/	/	/	/	/
8. その他の事業	15 (15)	20 (5)	90 (90)	0 (15)	15 (15)	0 (0)		

※＝清涼飲料製造業

上段：平成31年度の適用数値案

下段：（ ）内は平成30年度の適用数値

（単位：％）

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	10 (15)	15 (15)	15 (15)	10 (15)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	15 (20)	0 (0)	15 (15)	0 (5)
3. 酒類製造業	25 (20)	10 (5)	25 (25)	5 (10)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	10 (10)	5 (0)	10 (10)	0 (5)
5. 医薬品製造業	50 (50)	10 (15)	70 (70)	25 (30)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	5 (5)	0 (0)	10 (5)	0 (0)
7. 小売業	30 (30)	15 (10)	15 (10)	15 (5)
8. その他の事業	25 (25)	30 (25)	55 (50)	30 (35)

包装（各業種共通）	30 (30)		30 (30)	
-----------	------------	--	------------	--

上段：平成31年度の適用数値案

下段：（ ）内は平成30年度の適用数値

審議事項（当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量（G））

（単位：トン）

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	228,498 (228,908)	244,590 (247,941)	9,834 (10,161)	12,939 (14,265)	10,119 (8,871)	12,102 (10,590)	22,139 (21,433)	24,770 (22,622)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	72,452 (65,626)	77,526 (68,646)	161,030 (167,605)	199,224 (215,835)	20,811 (19,421)	26,826 (25,448)	510,946 (458,410) ※	582,141 (541,350) ※
3. 酒類製造業	127,246 (129,677)	147,324 (149,317)	56,172 (58,896)	85,651 (88,310)	121,438 (129,100)	153,000 (161,415)	13,518 (13,841)	16,092 (15,413)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	5,084 (5,167)	7,189 (7,256)	74,176 (81,990)	89,904 (103,628)	229 (276)	229 (279)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧品調整品製造業	6,311 (6,234)	6,591 (6,190)	1,260 (1,020)	1,326 (1,078)	897 (1,301)	839 (1,206)		
7. 小売業								
8. その他の事業	1,529 (1,543)	875 (937)	391 (421)	2,029 (239)	604 (554)	444 (416)		

※＝清涼飲料製造業

上段：平成31年度の適用数値案

下段：（ ）内は平成30年度の適用数値

（単位：トン）

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	234,161 (235,108)	215,180 (229,296)	573,631 (558,990)	528,325 (511,705)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	33,850 (30,736)	50,687 (46,990)	58,081 (54,560)	88,971 (82,171)
3. 酒類製造業	14,496 (15,266)	22,053 (22,401)	2,207 (2,075)	4,377 (4,201)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	11,626 (12,801)	18,407 (20,824)	58,894 (59,378)	82,016 (79,524)
5. 医薬品製造業	10,803 (10,508)	22,281 (21,643)	15,201 (13,884)	48,956 (39,016)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧品調整品製造業	12,157 (11,874)	17,285 (16,701)	35,456 (35,264)	63,921 (62,934)
7. 小売業	64,621 (60,019)	79,477 (93,181)	167,411 (169,177)	167,183 (184,074)
8. その他の事業	179,445 (191,673)	168,537 (196,218)	89,595 (85,857)	181,473 (159,362)

包装（各業種共通）	100,299 (110,324)		105,164 (101,668)	
-----------	----------------------	--	----------------------	--

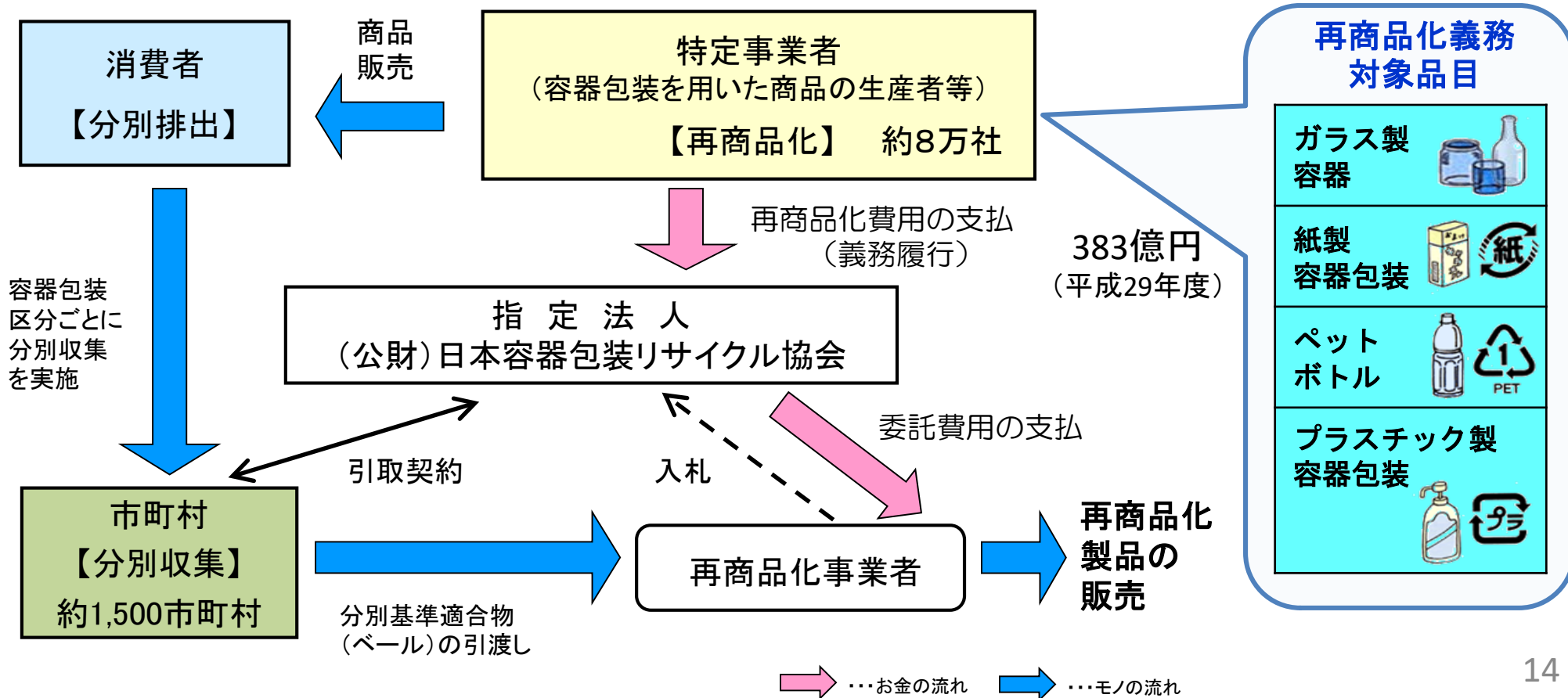
上段：平成31年度の適用数値案

下段：（ ）内は平成30年度の適用数値

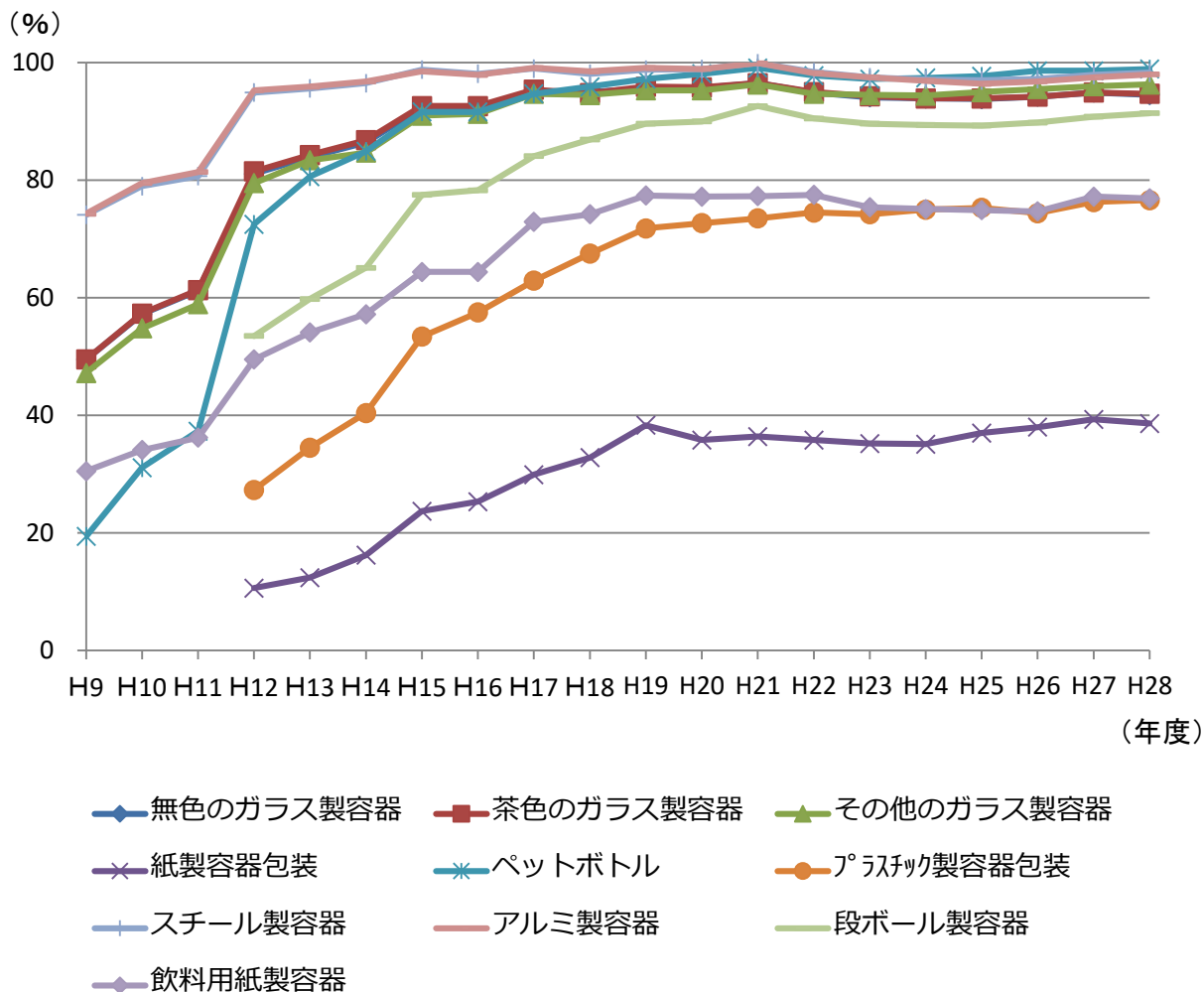
(参考) 容器包装リサイクル法の施行状況

容器包装リサイクル制度の概要

- 家庭ごみの太宗(容積比約6割、重量比約2~3割)を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等によりその減量及び資源の有効利用の確保を図るため、以下の再商品化義務対象品目について再商品化等の仕組みを構築。
- 家庭から排出される容器包装廃棄物について、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化という関係者の適切な役割分担の下でリサイクルを促進するための制度。



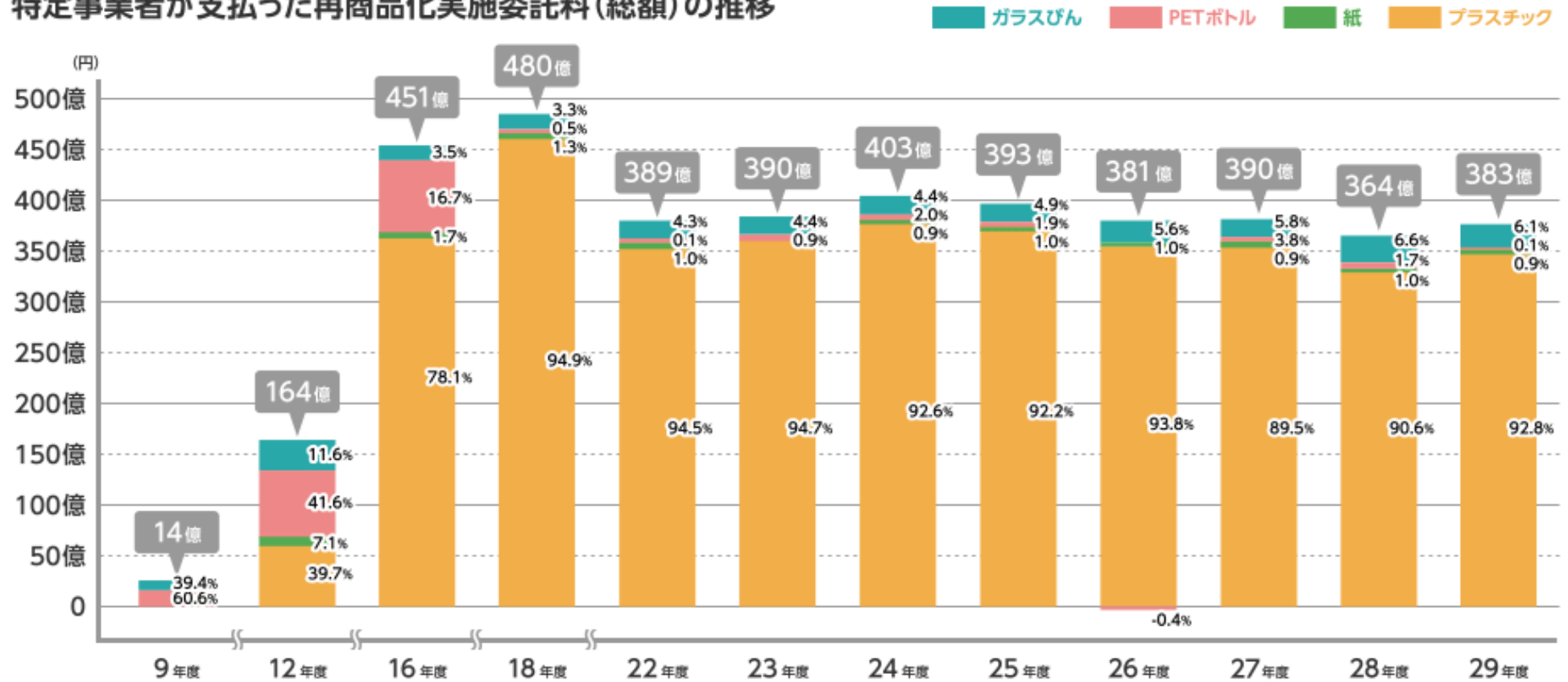
全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移



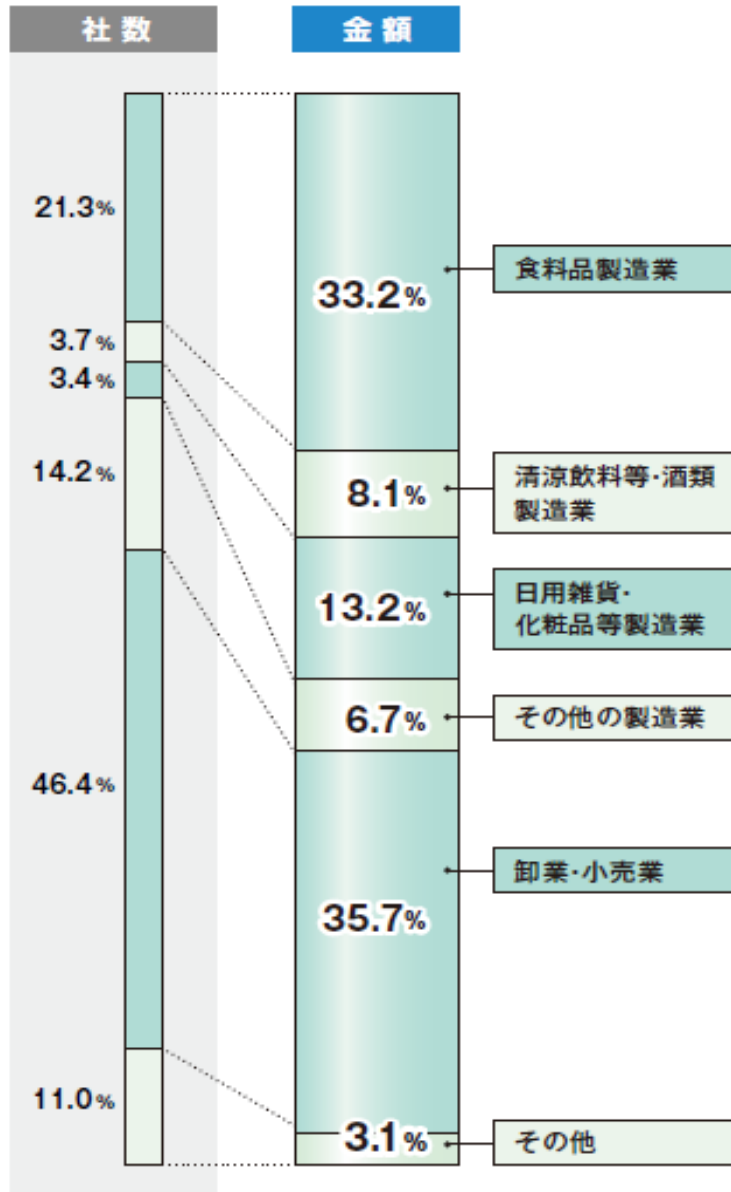
品目	H28年度 実施市町村 数の割合 (%)	H28年度 人口カ バー率 (%)
無色のガラス製容器	94.5	98.2
茶色のガラス製容器	94.7	98.2
その他のガラス製容器	96.3	98.4
紙製容器包装	38.6	36.1
ペットボトル	98.9	99.8
プラスチック製 容器包装	76.6	85.0
スチール製容器	98.3	97.7
アルミ製容器	98.0	98.0
段ボール製容器	91.4	93.1
飲料用紙製容器	76.9	86.1

特定事業者が負担した金額(再商品化委託料)の推移

特定事業者が支払った再商品化実施委託料(総額)の推移



再商品化委託料を負担している事業者の業種



➤ 平成29年度の再商品化委託料は約383億円に上り、費用負担をしている特定事業者の業種は、卸売業・小売業が約36%と最も多く、次いで、食料品製造業が約33%と次に多い。

➤ 平成29年度の特定事業者申込者数は、80,588社^{*}。

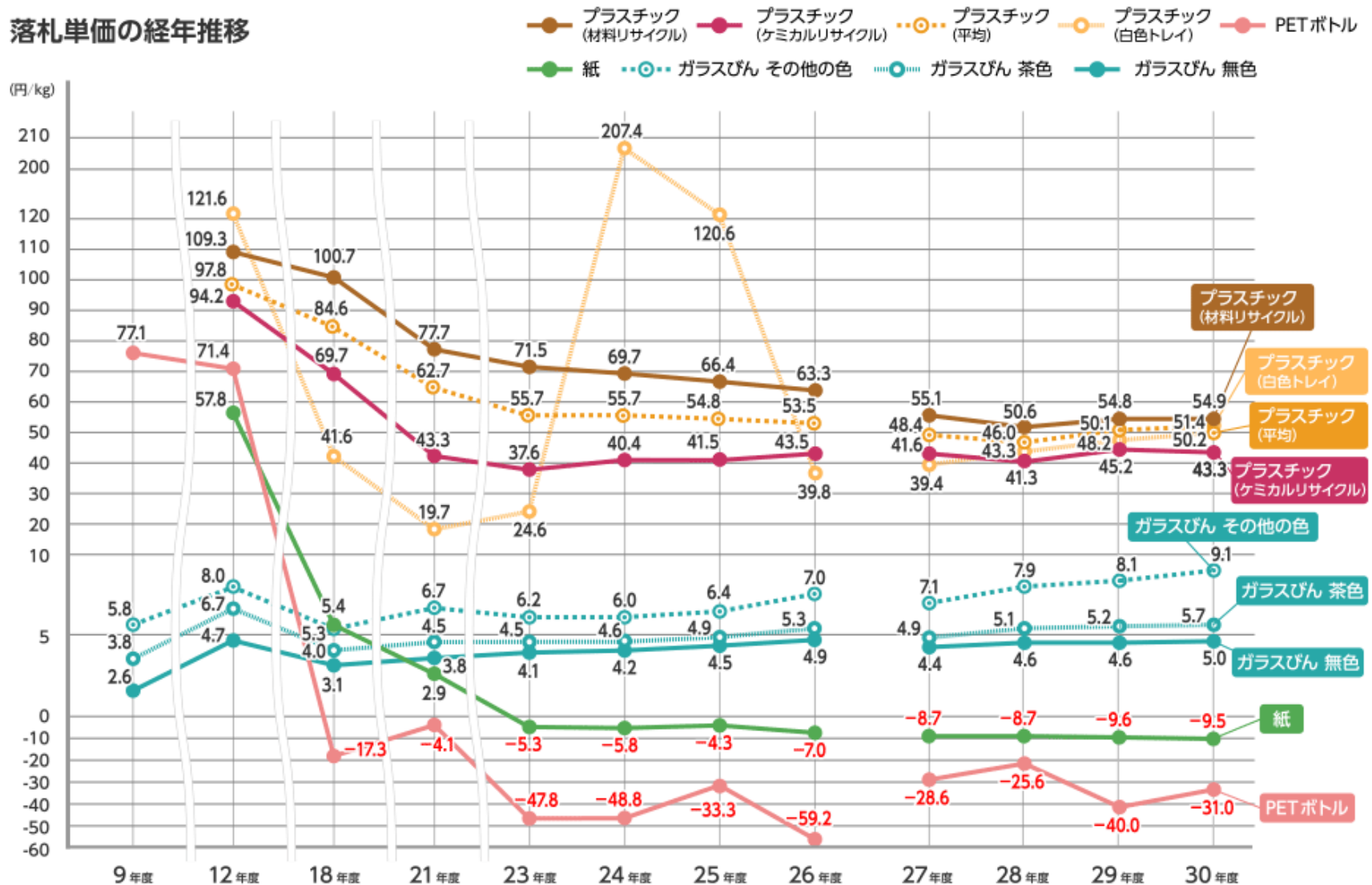
（ガラスびん：3,103社
PETボトル：1,242社
紙製容器包装：66,065社
プラスチック製容器包装：79,063社）

※特定事業者申込者数は、1社で複数の素材で申込みをしている場合もあり、各素材の単純合計にはならない。

※上記の社数は、新聞販売所やコンビニエンスストア等の一括代理人契約の場合における内訳の個別店舗数をすべてカウントした数値となっている。

再商品化事業者選定に係る入札の落札単価の推移

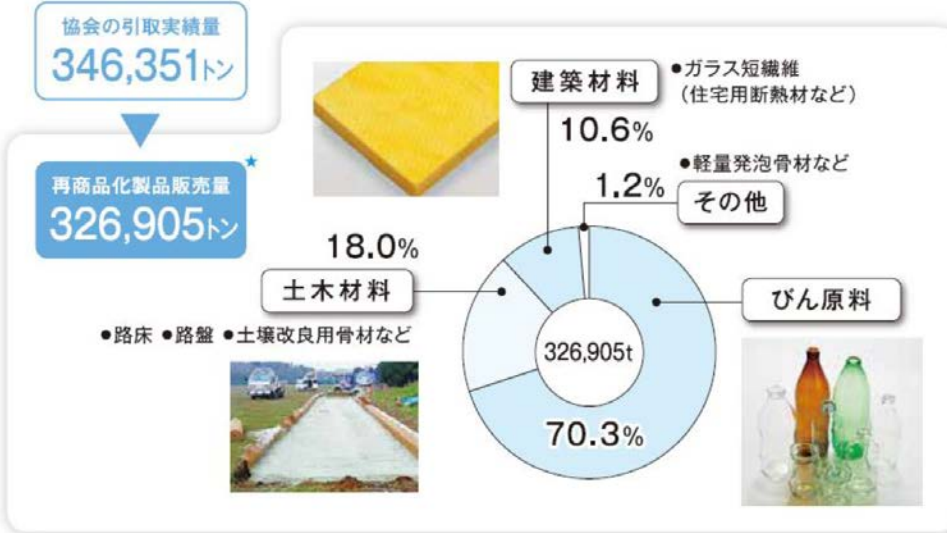
落札単価の経年推移



※平成9～25年度は消費税5%込み、平成26年度は消費税8%込み、平成27年度以降は消費税抜きの単価で表示しています。
小数点第二位を切り捨てて表示しています。

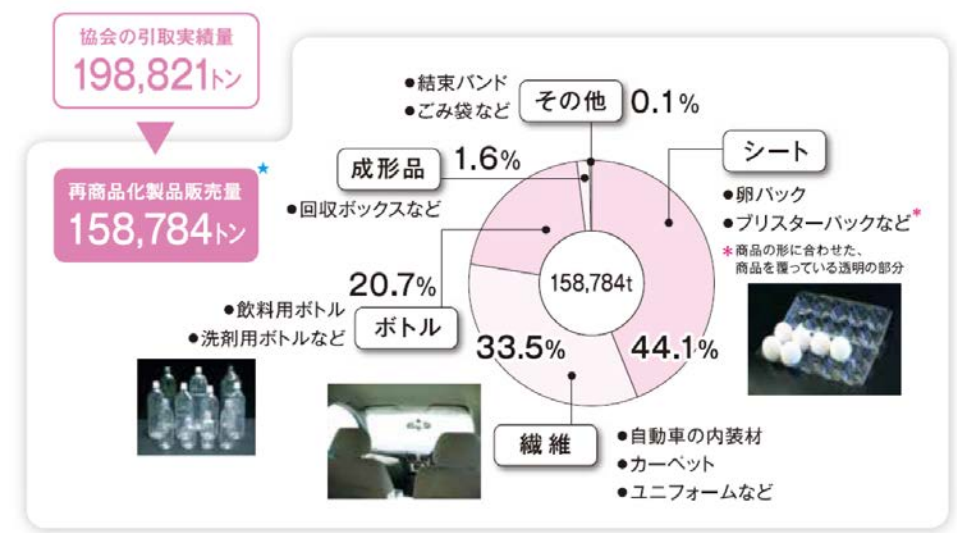
容器包装リサイクル法に基づく再商品化実施状況(平成29年度)

【ガラスびん】



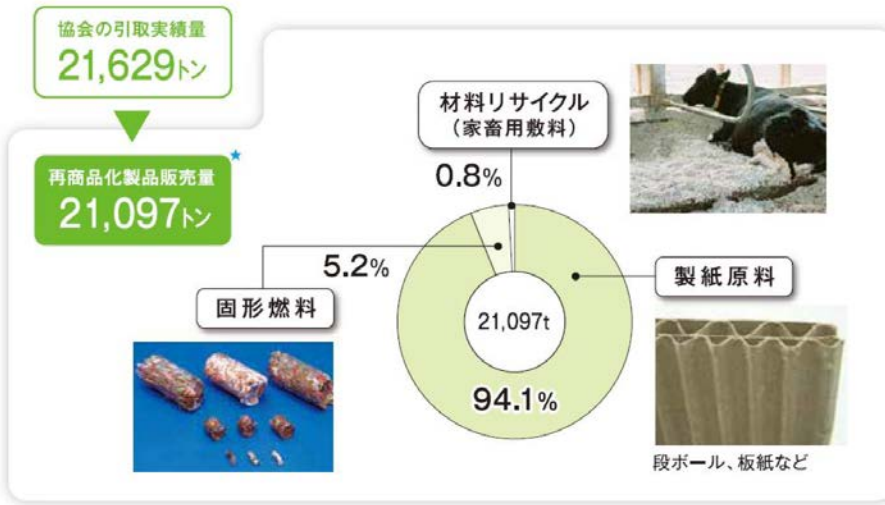
※平成29年度引取分について、30年6月末までに再商品化したものの実績値

【PETボトル】



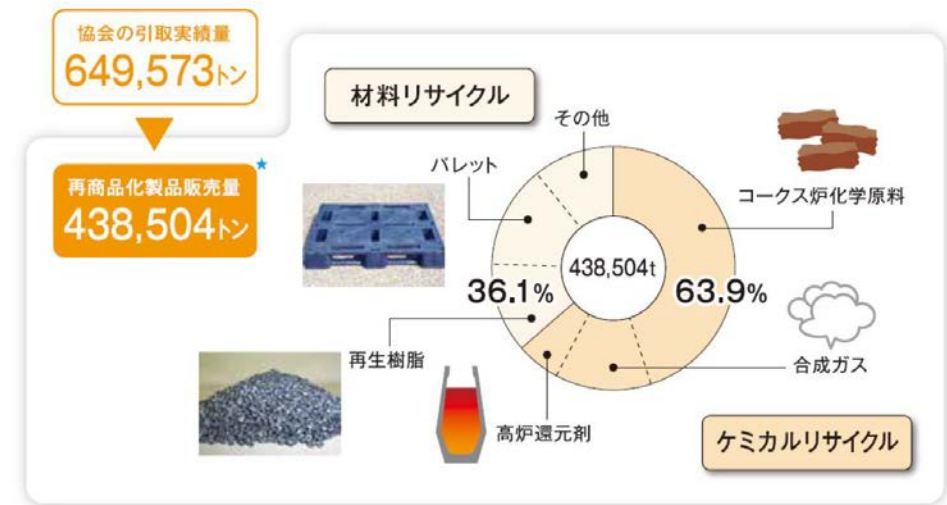
※平成29年度引取分について、30年6月末までに再商品化したものの実績値

【紙製容器包装】



※平成29年度引取分について、30年6月末までに再商品化したものの実績値

【プラスチック製容器包装】



*白色トレイを除く

※平成29年度引取分について、30年6月末までに再商品化したものの実績値